

第23期第3回農業委員会総会

◇日時 平成29年9月14日(木)午後2時00分

◇場所 昭島市役所201会議室

◇出席委員 1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 9番 川島弘治
10番 木野秀俊 11番 篠吉和 13番 紅林隆男

◇欠席委員 8番 鈴木 実 12番 木野篤志

◇議事録署名委員 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治

◇事務局 青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長 午前中のパトロールは、大変ご苦勞様でした。台風18号が近づいて来ています。上陸してしまう予報ですが災害が無ければ良いなと思っています。事前の対策が出来る物はして頂き、被害を最小限に収められるようにして頂きたいと思えます。

それでは只今から、第3回農業委員会総会を開催致します。

それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は6番 宮崎委員 7番 細井委員 を指名します。

議長 これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (1件)
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (1件)
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について (2件)

議長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成29年9月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積552㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積198㎡ 同じく地番■■■

■ 登記簿畑 現況畑 面積733㎡ 同じく地番■■■ 登記簿宅地 現況畑 面積75.45㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積479㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積449㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積29㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積66㎡ 面積合計2,581.45㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成26年8月30日から平成29年8月31日までとなっております。備考につきましては、平成11年10月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成29年9月6日 立会いは、申請人、会長、職代、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■より100m北へ進み東側の公道を20m進んだ南北の農地です。農地の状況ですが、茄子4作、キャベツ8作、ブロッコリー7作、長ネギ9作、下仁田ネギ8作、生姜4作、キュウリ、オクラ、ゴーヤ、柚子、山椒、ピーマン等、多くの野菜が作付けされ肥培管理は良好です。申請人同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ほうれん草、大根、小松菜、タマネギ、ジャガイモ。夏は、トマト、キュウリ、茄子、カボチャ。秋は、里芋、ネギ、小松菜、ほうれん草。冬は、白菜、大根、ネギです。出荷状況は、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、上程致します。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。平成29年9月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積3,615㎡ 申請者につきましては、■■■■■ ■■■■■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■■ ■■■■■ 申出事由につきましては、平成29年1月18日 ■■■■■氏 死亡のため 以上でございます。ご審議よろしくようお願い致します。

議 長	続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。 4番 野島委員説明願います。
4番委員	はい。説明致します。申請者・土地の所在は、事務局の説明のとおりです。 平成29年9月6日に調査を行いました。土地の案内ですが、■■■■■交差点より■■■■■方向へ約350m進み、■■■■■の踏切手前の左側の農地です。農地の状況ですが、八つ頭、里芋、サツマイモ、生姜、茄子、ニンジン、トマト、枝豆、そば、ピーマン、オクラ、ネギの作付けがありました。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等がありますか。
委員一同	異議なし
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	御異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。
議 長	次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。
事務局長	はい、事務局、報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積14㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で自用住宅でございます。以上、宜しくお願いします。
議 長	続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。 4番 野島委員説明願います。
4番委員	はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年9月13日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点を南側の■■■■■方向へ約80m進み十字路を東方向へ約50m進み北側の路地を約30m進んだ突き当りの土地です。農地の状況ですが、アスファルト舗装で中央に雨水集水桝のグレーチングが有ります。周囲の状況ですが、東は、収納トランクルーム。南は、道路。西は、住宅。北は、更地です。特記事項は特にありません。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第1号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。
事務局長	はい、事務局、報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積17㎡譲受

人は、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 譲渡人は、■■■■■ ■■■■■ です。
 転用目的は、所有権移転で共同住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

議 長 続きます、当該農地の利用状況について説明願います。
 11番 篠委員説明願います。

11番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり
 でございます。調査年月日は、平成29年9月9日 土地の案内と致しましては、
 ■■■■■を線路に沿って西へ約350m進み踏切交差点を北へ■■■■■を約400
 m進み押しボタン式交差点を左へ約350m進み右へ10m進んだ突き当りの土地で
 す。農地の状況ですが、更地です。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道
 路。西は、駐車場。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
 告どおり了承願います。

議 長 全体を通して何かご意見等ございますか。
 無いようですので第3回総会を終了させていただきます

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		